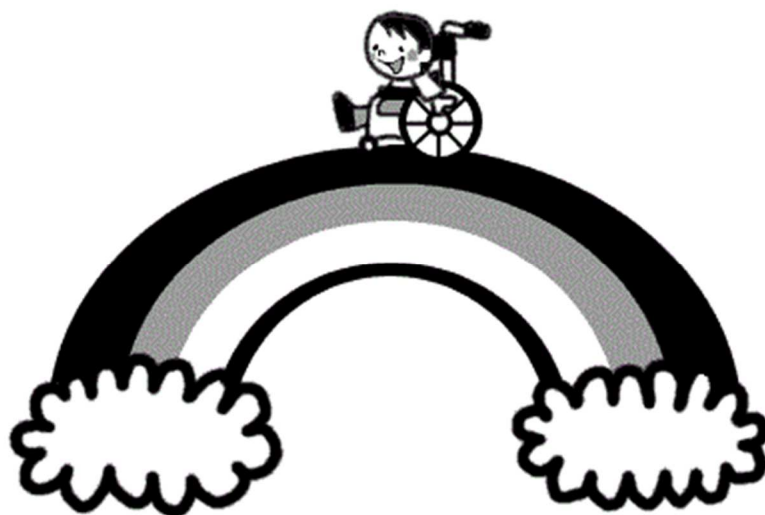


# 第 7 期 高森町障がい福祉計画・

## 第 3 期 高森町障がい児福祉計画

令和 6 年度～令和 8 年度



高森町 住民福祉課

令和 6 年 3 月

## 目 次

### 第1章 計画の概要

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 計画策定の趣旨.....                   | 1  |
| 2 障がい者施策の近年の動きと法的根拠.....         | 1  |
| 3 計画の対象と法的定義.....                | 6  |
| 4 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の全体像..... | 7  |
| 5 計画の位置づけ.....                   | 8  |
| 6 計画の期間.....                     | 9  |
| 7 計画の対象者.....                    | 9  |
| 8 計画の策定体制.....                   | 9  |
| 9 計画の点検体制と評価方法.....              | 10 |

### 第2章 高森町の障がい者（児）の現状

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 障がい者の現状.....        | 13 |
| 2 身体障がい児・者の現状.....    | 15 |
| 3 知的障がい児・者の現状.....    | 16 |
| 4 精神障がいの現状.....       | 17 |
| 5 発達障がいの状況.....       | 17 |
| 6 障がい児の現状.....        | 17 |
| 7 難病の状況.....          | 18 |
| 8 その他各種受給者の現状.....    | 19 |
| 9 障害者支援区分人数の現状.....   | 19 |
| 10 障がい者の就職件数.....     | 20 |
| 11 町内障害福祉サービス事業所..... | 20 |

### 第3章 障害福祉サービス・障がい児福祉サービスの展開

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス.....    | 25 |
| 2 令和8年度に向けた目標.....                | 26 |
| 3 障害福祉サービス・障がい児福祉サービス量の見込み算出..... | 36 |
| ● 障がい福祉計画.....                    | 36 |
| ● 障がい児福祉計画.....                   | 44 |
| ● 地域生活支援事業.....                   | 48 |
| ● 子ども・子育て支援.....                  | 54 |

#### 第4章 計画の推進に向けて

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1 計画の推進のために .....                      | 59 |
| 2 地域社会の理解促進 .....                      | 59 |
| 3 障がい者（児）の地域参加の促進 .....                | 59 |
| 4 医療的ケアをはじめとする障がい特性を理解した人材の育成・確保 ..... | 60 |
| 5 庁内関係機関との連携 .....                     | 60 |
| 6 関係機関・ボランティア団体との連携体制 .....            | 60 |
| 7 新型コロナウイルス含め感染症予防対策 .....             | 60 |
| 8 計画の推進 .....                          | 61 |

#### 資料編

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 高森町障害者福祉計画策定委員会設置要項 ..... | 65 |
| 2 高森町障害者福祉計画策定委員名簿 .....    | 67 |



# 第1章 計画の概要



## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

高森町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法第88条の規定に基づいて策定する「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の19に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定する法定計画です。目指すのは、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」ものであるとした、障害者総合支援法の理念を実現することにあります。

具体的には、地域において必要な「障がい者自立支援事業」、「地域生活支援事業」ならびに「障がい児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めます。

また、本計画は高森町「総合計画後期基本計画」や、高齢者の福祉・介護保険について策定する「第9期高森町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「第2期たかもり 新 風まるプラン」等との整合を考慮し、策定するものです。

## 2 障がい者施策の近年の動きと法的根拠

### （1）障がい者に関する法律

#### ① 障害者基本法

国は、平成14（2002）年度に「障害者対策に関する新長期計画」の理念を継承した「障害者（基本）計画」を策定し、その後の10年間障がい者施策の基本的方向について定めましたが、平成16（2004）年に障害者基本法の一部改正により、地方自治体に策定が義務付けられました。

平成23（2011）年8月には、障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28（2016）年4月1日には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

## ② 障害者差別解消法

「障害者差別解消法」では、不当な差別的取扱いをすること、合理的配慮を行わないことの2つの行為を障がいのある人に対する差別としています。今回の高森町計画書策定に際し、障がい者施策を推進する中で、地域全体での差別についての意識啓発に向けた仕組みづくりの検討を行います。同法の主な内容は次のとおりです。

この法律では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社・お店など）に対して、差別の解消に向けた具体的な取組として、「障がいを理由とする差別の禁止」を求めています。

「障がいを理由とする差別」には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つがあります。

### 「不当な差別取扱い」の禁止

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は差別にあたります。

### 「合法的配慮」の提供

障がいのある人、その家族・支援者などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。



## ③ 障害者総合支援法

障害者総合支援法は、障がい者および障がい児の日常生活や社会生活の支援、福祉の増進、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現などを目的とした法律です。

障害者総合支援法施行までの流れは以下のとおりです。

| 年度              | 法律名              | 内容                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 18<br>(2006) | 支援費制度の廃止         | 障がい福祉サービスの利用者の急増により、財源の確保が困難になり、障がい種別によってサービス量や質に格差があることが明確化するのみならず、精神障がい者が対象でないことも問題となった。                                                                                                                                          |
|                 | 障害者自立支援法         | 身体・知的・精神の 障害種別の一元化と共にサービスの仕組みなどが見直され、障がい者の自立に向けた、地域生活や就労の支援を推進。様々な格差を解消するためのサービスが整備された。                                                                                                                                             |
| 平成 22<br>(2010) | 障害者自立支援法<br>一部改正 | 法施行当初より、多くの課題が指摘されていたことから、全面的な見直しに向け検討が繰り返され、1割自己負担の原則→利用者の支払い能力（所得）に応じた負担を原則へと改正及び、発達障がい者を同法の対象とする等、相談支援や障がい児支援を充実させることが提示された。                                                                                                     |
| 平成 25<br>(2013) | 障害者総合支援法         | 地域社会における共生の実現に向けた障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正し、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲が拡大され、障がい者施策の充実に向けた、さらなる取組が求められている。<br>また、第 88 条第 1 項において、市町村においても障がい福祉サービスの提供体制の確保と、その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、「市町村障害福祉計画」の策定を定めている。 |

④ 発達障害者支援法

平成 17（2005）年の「発達障害者支援法」施行から現在までの障がい者をめぐる国内外の動向及び同法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、同法の一部が改正され、平成 28（2016）年 6 月 3 日に公布されました。地域に居住する町民のすべてが困難なく、支援を得ることができる仕組みづくりを模索・検討し、提案します。

同法の重要ポイントは次のとおりです。

- ① 発達障がい者の支援は「社会的障壁」を除去するために行う
- ② 乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援を行うため、医療・保健・福祉・教育・労働が緊密に連携する
- ③ 司法手続きで意思疎通の手段等を確保する
- ④ 国及び都道府県は就労の定着を支援する
- ⑤ 教育現場において、個別支援企画、指導計画の作成を推進する
- ⑥ 発達障がい者支援センター等に関する配慮（新設もしくは増設）を行う
- ⑦ 都道府県及び政令指定都市に関係機関による発達障がい者支援地域協議会を設置する

⑤ 成年後見制度利用促進法

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が、平成 28（2016）年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

同法施行に伴い、計画書策定を通し広く町民の皆様に理解、啓発できるように心がけます。

以上が、令和 4（2022）年度における障害者総合支援法の改正点の概要とされ、11 月に障害者総合支援法の改正案が成立し、令和 6（2024）年 4 月から施行されることが決定しています。

主な改正ポイントは次のとおりです。

## 【令和6（2024）年4月から施行される6つの改正ポイント】

### 1. 障がい者等の地域生活の支援体制の充実

- （1）共同生活援助の支援内容に一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談が含まれるように
- （2）基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務に
- （3）精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者も対象に 等

### 2. 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

- （1）就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」の創設（令和7年度以降を見込）
- （2）週所定労働時間10時間時間20時間未満の重度障がい者が実雇用率において算定できるように 等

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

- （1）市町村同意による医療保護入院の制度見直し
- （2）精神科病院における虐待防止のための取り組みの推進 等

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

- （1）難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等の自立支援事業の強化 等

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病のデータベース（DB）に関する規定の整備

- （1）各DBについての法的根拠の整備 等

### 6. その他

- （1）居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する 等

### 3 計画の対象と法的定義

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が必要であるため、本計画は全ての地域町民を対象とします。なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

#### (1) 障害者基本法における定義

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

#### (2) 障害者総合支援法における定義

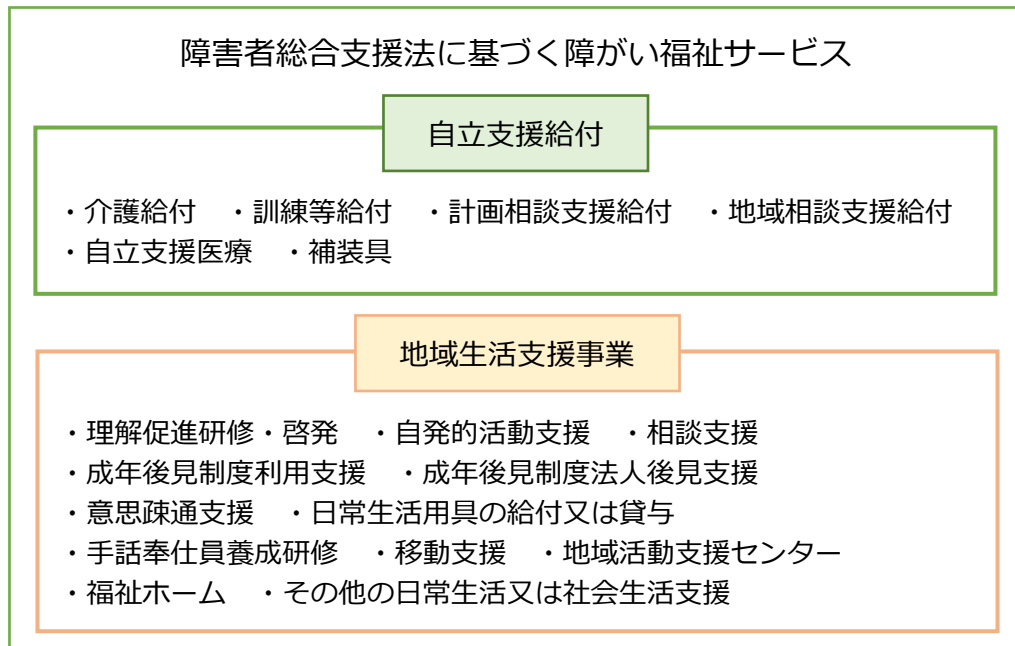
第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

## 4 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の全体像

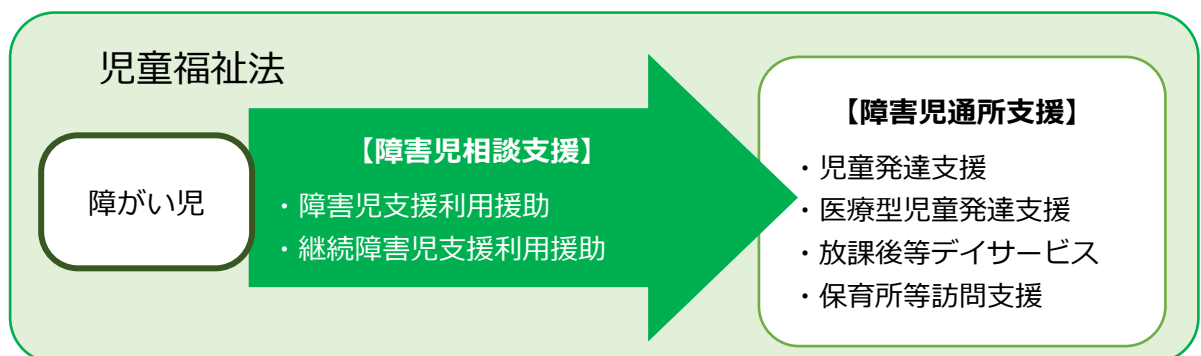
### (1) 障害者総合支援法に基づく事業について

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は、障害者総合支援法に基づく基準で実施する事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。



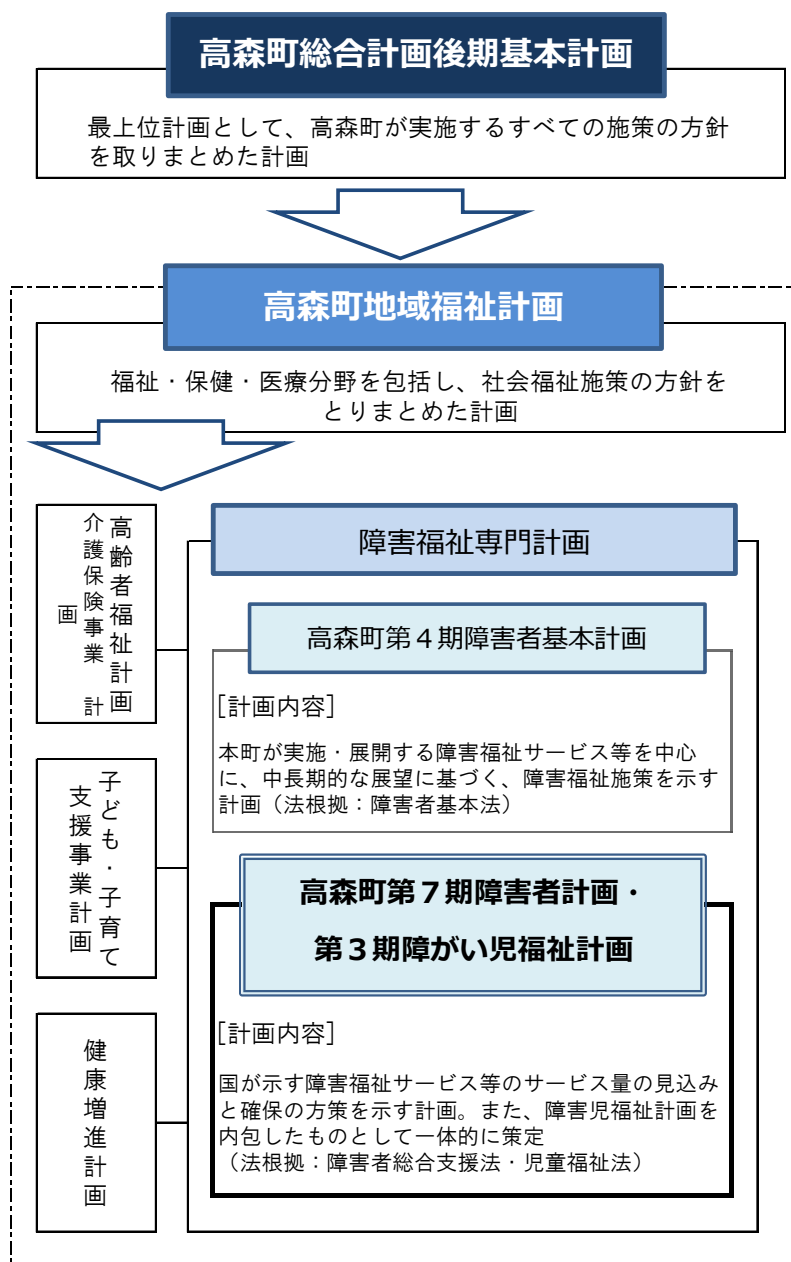
### (2) 児童福祉法に基づく事業の全体像

児童福祉法に基づく基準で実施する事業は、「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。通所支援を利用する際には、一定期間ごとにモニタリングを行う相談支援が必要になります。



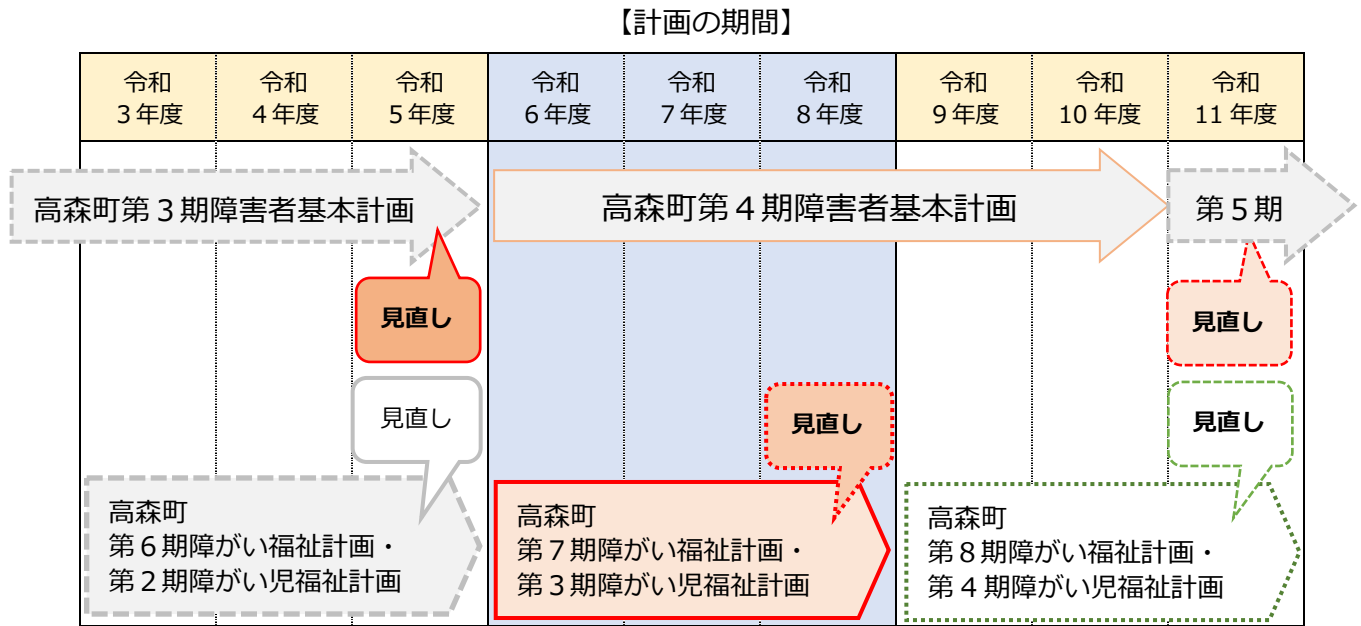
## 5 計画の位置づけ

「高森町第4期障害者基本計画」（以下「本計画」）は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体・事業者、町が活動を行う際の指針となるものです。「高森町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。本計画の位置づけは次図のとおりです。



## 6 計画の期間

本計画の期間については、令和 6 年度（2024）から令和 8 年度（2026）までの 3 年間で計画期間とします。



## 7 計画の対象者

本計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、その他障がいのある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

## 8 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、関係各課、自立支援協議会及び県などと連携を図りつつ、策定を行うとともに、高森町障害者福祉計画策定委員会を設置し、計画についての協議を行いました。

また、本計画は高森町総合計画をはじめ、関係各種計画の方向性を踏まえ、計画策定及び見直しを行っていきます。

## 9 計画の点検体制と評価方法

本計画は、年間の取り組みや成果を検証しつつ、有識者や福祉関係者の皆さまから意見をいただきながら計画の検証を行います。





## **第2章 高森町の障がい者（児）の現状**



## 第2章 高森町の障がい者（児）の現状

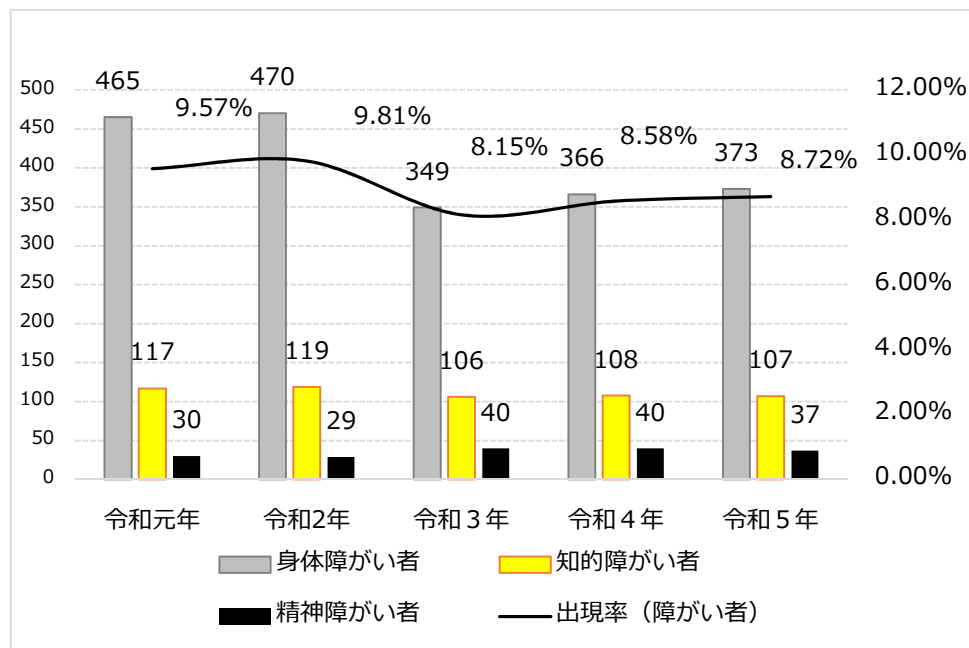
### 1 障がい者の現状

#### （1）人口と障がい者（手帳所持者）数

高森町の障がい児・者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計、重複含む）は、令和5年12月末現在で517人、人口に対する障がいのある人の割合は8.72%となっています。

また、人口に対する障がいのある人の割合は減少傾向にありますが、町民の約11.47人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況でもあります。

【障がい児・者数及び人口に占める割合の推移】



**（２）各手帳支持者の年齢構成別の推移**

令和５年１２月末現在の身体障がい児・者数（身体障害者手帳所持者数）は３７３人で、２０歳代以下８人に対して、６０歳代以上は６７人となっており、６０歳代以上の割合が５６.３%と高い割合を占めています。

**【身体障がい児・者の年齢構成の推移】**

(単位：人)

|        | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 |
|--------|------|------|------|
| 20歳代以下 | 8    | 9    | 8    |
| 30歳代   | 5    | 4    | 4    |
| 40歳代   | 13   | 11   | 13   |
| 50歳代   | 28   | 28   | 27   |
| 60歳代以上 | 67   | 72   | 67   |

令和５年１２月末現在の知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）は１０７人で、このうち２０歳代以下が３１人と約２９.０%を占めています。

**【知的障がい児・者の年齢構成の推移】**

(単位：人)

|        | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 |
|--------|------|------|------|
| 20歳代以下 | 30   | 33   | 31   |
| 30歳代   | 10   | 9    | 11   |
| 40歳代   | 13   | 12   | 12   |
| 50歳代   | 9    | 10   | 9    |
| 60歳代以上 | 21   | 19   | 17   |

また、精神障がい児・者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は 37 人で、60 歳年代以上が 11 人で最も多い割合となっています。

### 【精神障がい児・者の年齢構成の推移】

（単位：人）

|        | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------|------|------|------|
| 20歳代以下 | 8    | 8    | 5    |
| 30歳代   | 4    | 6    | 7    |
| 40歳代   | 5    | 5    | 4    |
| 50歳代   | 7    | 5    | 6    |
| 60歳代以上 | 8    | 10   | 11   |

## 2 身体障がい児・者の現状

身体障害者手帳所持者数は令和3年に大きく減少しますが、その後微増傾向に転じ推移しています。令和5年12月末現在、身体障害者手帳所持者の障害等級別の状況は、令和元年と比較するとすべての障害別等級で所持者数が減少しています。

### 【身体障害者手帳所持者（等級別）の推移】

（単位：人）

|    | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|------|------|------|------|------|
| 1級 | 113  | 118  | 86   | 93   | 96   |
| 2級 | 57   | 56   | 36   | 39   | 40   |
| 3級 | 95   | 96   | 76   | 74   | 73   |
| 4級 | 142  | 143  | 107  | 113  | 115  |
| 5級 | 19   | 18   | 13   | 15   | 15   |
| 6級 | 39   | 39   | 31   | 32   | 34   |
| 計  | 465  | 470  | 349  | 366  | 373  |

資料：各年度3月末現在、令和5年度については12月末現在

障がい種別では、「視覚障がい」と「内部機能障がい」が増加しており、「聴覚・平衡機能障がい」、「音声・言語・そしゃく障がい」と「肢体不自由」が減少しています。

### 【身体障害者手帳所持者（障がい種別）の推移】

（単位：人）

|                 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| 視覚障がい           | 14   | 15   | 14   | 16   | 21   |
| 聴覚・平衡機能障がい      | 51   | 52   | 35   | 35   | 36   |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 6    | 6    | 2    | 2    | 2    |
| 肢体不自由           | 263  | 262  | 190  | 196  | 194  |
| 内部障がい           | 131  | 135  | 108  | 117  | 120  |
| 計               | 465  | 470  | 349  | 366  | 373  |

## 3 知的障がい児・者の現状

療育手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年12月末現在、療育手帳所持者の状況は、令和元年と比較してすべての等級が減少傾向となっています。

### 【療育手帳所持者数(判定別)の推移】

（単位：人）

|      | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------|------|------|------|------|------|
| A1判定 | 25   | 25   | 24   | 24   | 23   |
| A2判定 | 24   | 25   | 20   | 19   | 19   |
| B1判定 | 38   | 38   | 36   | 36   | 37   |
| B2判定 | 30   | 31   | 26   | 29   | 28   |
| 計    | 117  | 119  | 106  | 108  | 107  |

資料：各年度3月末現在、令和5年度については12月末現在

## 4 精神障がいの現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年に増加傾向に転じ、その後ほぼ横ばいで推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移】

（単位：人）

|    | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----|------|------|------|------|------|
| 1級 | 7    | 6    | 8    | 5    | 4    |
| 2級 | 14   | 14   | 20   | 24   | 22   |
| 3級 | 9    | 9    | 12   | 11   | 11   |
| 計  | 30   | 29   | 40   | 40   | 37   |

資料：各年度3月末現在、令和5年度については12月末現在

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、年々増加傾向で推移しています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

（単位：人）

|                          | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------------------------|------|------|------|------|------|
| 自立支援医療（精神通院）<br>受給者証所持者数 | 68   | 71   | 88   | 83   | 86   |

各年度3月末現在、令和5年度については12月末現在

## 5 発達障がいの状況

発達障がいについて、本町では、正確な人数が把握できない状況です。今後、障がい福祉サービス等の利用状況等の推移及び、国・県・近隣市町村の状況と併せ状況把握に努めます。

## 6 障がい児の現状

本町の障がい児の状況については次のとおりとなっています。

【障がい児保育の実施状況（保育園、認定子ども園との合算）】

（単位：人）

|       | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 入所児童数 | 2    | 2    | 4    | 7    | 6    |

資料：各年度4月1日現在

## 【特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移】

(単位：件、人)

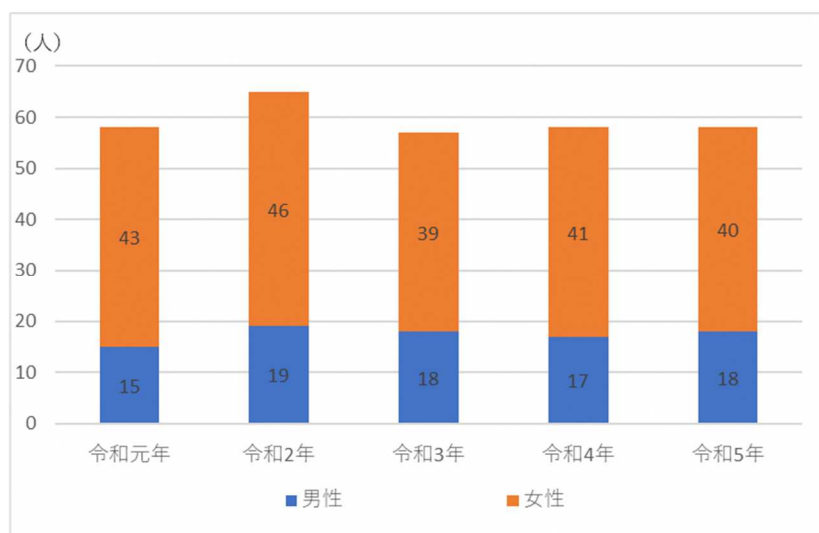
|     |     | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|-----|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 学級数 | 4    | 4    | 4    | 4    | 4    |
|     | 児童数 | 7    | 7    | 7    | 8    | 11   |
| 中学校 | 学級数 | 3    | 3    | 2    | 3    | 3    |
|     | 生徒数 | 8    | 10   | 8    | 7    | 6    |

資料：各年度4月1日現在

## 7 難病の状況

難病について、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の年次推移をみると、ほぼ横ばい傾向で推移しています。性別にみると令和5年は、男性が約31.0%、女性が約69.0%となっています。なお、令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として更新手続きを不要とし、有効期間の満了日を1年間自動延長したことから、例年更新時に発生する不認定や更新切れ等による一定の減少がなかったため、増加幅が大きくなっています。

## 【特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移】





## 8 その他各種受給者の現状

本町の各種受給者の状況は次のとおりです。

### 【経済的支援受給者等の推移】

（単位：人）

|                   | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 特別障害者手当の支給実績      | 8    | 8    | 8    | 7    | 7    |
| 障害児福祉手当の支給実績      | 2    | 2    | 2    | 2    | 1    |
| 特別児童扶養手当の支給実績     | 10   | 11   | 14   | 18   | 17   |
| 心身障害者扶養共済制度加入等の実績 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |

資料：各年度3月末現在、令和5年度については12月末現在

### 【育成・医療・更生医療の受給者数の推移】

（単位：人）

|      | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------|------|------|------|------|------|
| 育成医療 | 2    | 1    | 1    | 2    | 0    |
| 更生医療 | 39   | 33   | 37   | 31   | 30   |

各年度3月末現在、令和5年度については12月末現在

## 9 障害者支援区分人数の現状

本町の障害者支援区分の状況は次のとおりです。令和5年12月末現在、「区分6」が最も多く、次いで「区分4」、「区分2」の区分取得者が多い傾向にあります。

### 【障害者支援区分の状況】

（単位：人）

|     | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 区分1 | 0    | 0    | 1    | 1    | 1    |
| 区分2 | 8    | 11   | 12   | 10   | 11   |
| 区分3 | 5    | 7    | 7    | 6    | 6    |
| 区分4 | 13   | 12   | 11   | 11   | 10   |
| 区分5 | 9    | 9    | 9    | 9    | 9    |
| 区分6 | 18   | 16   | 18   | 19   | 20   |
| 計   | 53   | 55   | 58   | 56   | 57   |

各年度3月末現在、令和5年度については12月末現在

### ※「障害支援区分」とは

障がいの特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6までに分けられています。この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。

## 10 障がい者の就職件数

障がい者（本町在住の）ハローワークにおける就職件数は次のとおりです。

### 【ハローワークにおける障がい者就職件数の状況（阿蘇圏域）】

（単位：件）

|      | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------|------|------|------|------|------|
| 就職件数 | 4    | 2    | 5    | 4    | 2    |

資料：各年度3月末現在、令和5年度については12月末現在

## 11 町内障害福祉サービス事業所

令和5年12月末現在、本町にある指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定相談支援事業所は次のとおりです。

### 【介護給付：訪問系】

| 事業所名称                | 所在地            | 事業種別 |        |      |      |            |
|----------------------|----------------|------|--------|------|------|------------|
|                      |                | 居宅介護 | 重度訪問介護 | 行動援護 | 同行援護 | 重度障害者等包括支援 |
| （福）高森町社会福祉協議会訪問介護事業所 | 高森町大字高森1258番地1 | ○    | ○      |      |      |            |

### 【介護給付：日中活動系】

| 事業所名称               | 所在地          | 事業種別 | 主たる対象者 |    |    |   |
|---------------------|--------------|------|--------|----|----|---|
|                     |              |      | 身体     | 知的 | 精神 | 児 |
| 高森寮短期入所事業所（定員4名）    | 高森町大字色見822番地 | 短期入所 |        | ○  | ○  |   |
| 障がい者支援施設 高森寮（定員48名） | 高森町大字色見822番地 | 生活介護 |        | ○  | ○  |   |

### 【介護給付：施設系】

| 事業所名称               | 所在地          | 事業種別 | 主たる対象者 |    |    |   |
|---------------------|--------------|------|--------|----|----|---|
|                     |              |      | 身体     | 知的 | 精神 | 児 |
| 障がい者支援施設 高森寮（定員40名） | 高森町大字色見822番地 | 施設入所 |        | ○  | ○  |   |

## 第2章 高森町の障がい者（児）の現状

### 【訓練等給付：居宅系】

| 事業所名称                | 所在地          | 事業種別   | 主たる対象者 |    |    |   |
|----------------------|--------------|--------|--------|----|----|---|
|                      |              |        | 身体     | 知的 | 精神 | 児 |
| 高森寮グループホーム事業所（定員30名） | 高森町大字色見822番地 | 共同生活援助 |        | ○  | ○  |   |

### 【訓練等給付：訓練・就労系】

#### 【自立訓練：機能/生活・就労移行支援・就労継続支援（A型/B型）・就労定着支援】

| 事業所名称               | 所在地           | 事業種別     | 主たる対象者 |    |    |   |
|---------------------|---------------|----------|--------|----|----|---|
|                     |               |          | 身体     | 知的 | 精神 | 児 |
| 就労支援センターたかもり（定員20名） | 高森町大字色見823番地1 | 就労継続支援B型 |        | ○  | ○  |   |

### 【相談支援：特定相談・障害児相談支援】

| 事業所名称                      | 所在地          | 事業種別 | 主たる対象者 |    |    |   |
|----------------------------|--------------|------|--------|----|----|---|
|                            |              |      | 身体     | 知的 | 精神 | 児 |
| 高森寮相談支援事業所<br>相談支援事業所たかもり寮 | 高森町大字色見822番地 | 相談支援 | ○      | ○  | ○  | ○ |

### 【障害児通所支援・保育所等訪問支援】

| 事業所名称        | 所在地             | 事業種別  | 主たる対象者 |    |    |   |
|--------------|-----------------|-------|--------|----|----|---|
|              |                 |       | 身体     | 知的 | 精神 | 児 |
| Atelier MOMO | 高森町大字上色見1388番地1 | 障害児通所 |        |    |    | ○ |



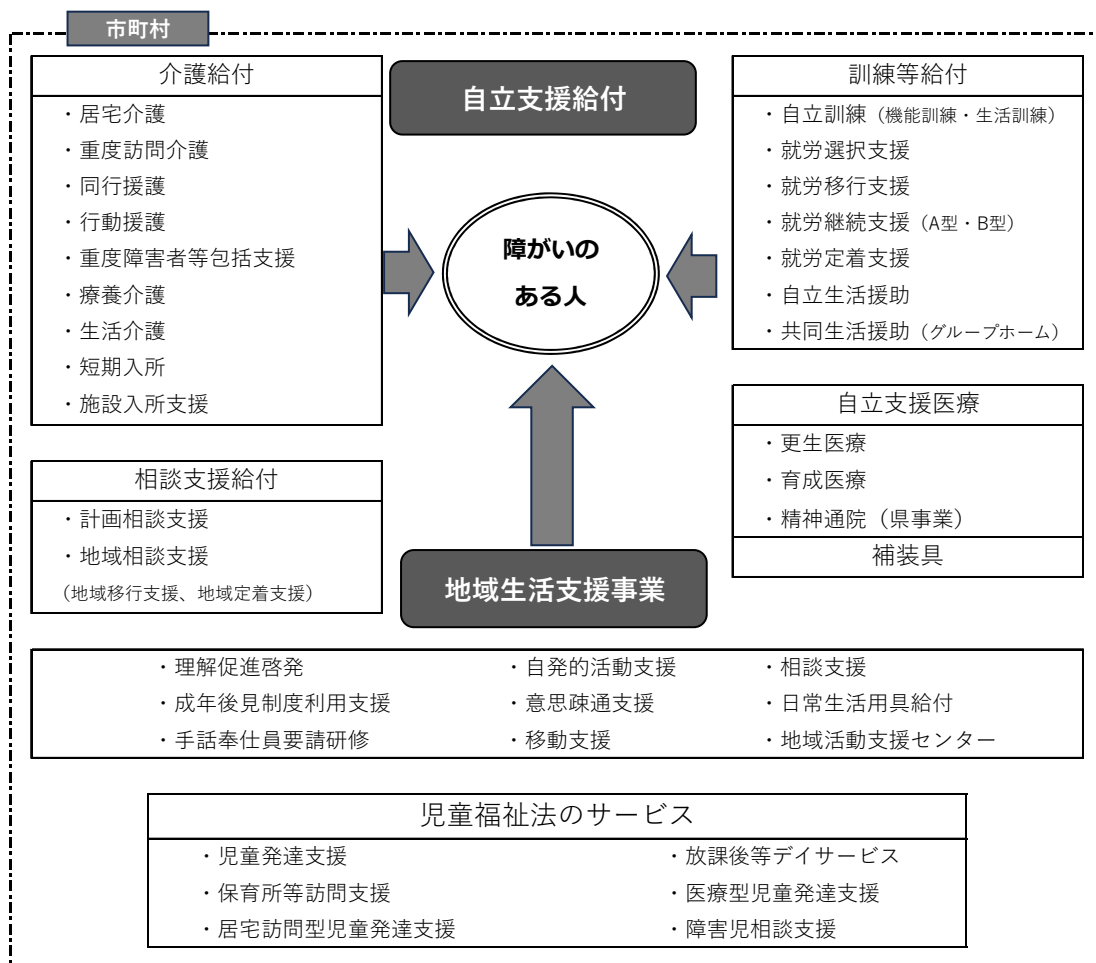
## **第3章 障害福祉サービス・障がい児 福祉サービスの展開**



## 第3章 障害福祉サービス・障がい児福祉サービスの展開

### 1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体が実施する「地域生活支援事業」とに分かれています。児童福祉サービスを含めたサービスの全体像を、以下に示します。



## 2 令和8年度に向けた目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和8年度を目標年度として、次の7項目について目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について
- (3) 地域生活支援の充実について
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等について
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等について
- (6) 相談支援体制の充実・強化等について
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

7項目の目標値の設定にあたっては、国の基本指針及び県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定し、目標値の実現に向けて既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障がい者、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅などに移行する人数について目標を定めます。

| 項目                     |                    | 数値         | 備考                                                                                |
|------------------------|--------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 【実績】<br>令和4年度時点の施設入所者数 |                    | 23人        | 令和4年度末時点において福祉施設に入所している障がい者の人数                                                    |
| 令和8年度末                 | 【目標値①】<br>地域生活移行者数 | 2人<br>8.7% | 施設からグループホームや一般住宅などに移行する者の人数<br>令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする |
|                        | 令和8年度末における施設入所者数   | 21人        | 令和8年度末時点での施設入所者見込み人数<br>地域生活移行者数のほか、新規入所者数や入所待機者数を見込んだ人数                          |



|  |                            |            |                                                                                      |
|--|----------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <b>【目標値②】</b><br>施設入所者数の削減 | 2人<br>8.7% | <b>令和8年度末時点での施設入所者数の削減目標（見込み）</b><br>令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする |
|--|----------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

## （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院及び退院による地域移行を進めるための目標を定めます。

| 項目                                                          | 数値    |       |       | 備考                                                                              |
|-------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
|                                                             | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和8年度 |                                                                                 |
| <b>【活動指針①】</b><br>市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数             | 1回    | 1回    | 1回    | 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込んで設定する |
| <b>【活動指標②】</b><br>市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数        | 0人    | 0人    | 0人    | 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を設定する                                         |
| <b>【活動指標③】</b><br>市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回    | 1回    | 1回    | 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の一年間の開催回数を見込んで設定する                          |
| <b>【活動指標④】</b><br>精神障がい者の地域移行支援の利用者数                        | 0人    | 0人    | 0人    | 「地域移行支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定する                                                     |

|                                      |    |    |    |                                 |
|--------------------------------------|----|----|----|---------------------------------|
| 【活動指標⑤】<br>精神障がい者の地域定着支援の利用者数        | 0人 | 0人 | 0人 | 「地域定着支援」の利用者のうち精神障がい者数を設定する。    |
| 【活動指標⑥】<br>精神障がい者の共同生活援助の利用者数        | 7人 | 8人 | 9人 | 「共同生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定する     |
| 【活動指標⑦】<br>精神障がい者の自立生活援助の利用者数        | 0人 | 0人 | 0人 | 「自立生活援助」の利用者のうち精神障がい者数を設定する     |
| 【活動指標⑧】※新規<br>精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数 | 1人 | 1人 | 1人 | 「自立訓練（生活訓練）」の利用者のうち精神障がい者数を設定する |

### （3）地域生活支援の充実について

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者やその家族が地域で安心して生活するために必要となる機能を集約した拠点である「地域生活支援拠点」の設置箇所数、運用状況の検証等について目標を定めます。

| 項目                                     | 数値                 |       |       | 備考                                                                           |
|----------------------------------------|--------------------|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------|
|                                        | 令和6年度              | 令和5年度 | 令和8年度 |                                                                              |
| 【活動指針①】<br>地域生活支援拠点等の設置箇所数             | 1箇所<br><br>圏域による設置 |       |       | 令和8年度末時点の地域生活拠点等の設置箇所数を設定する                                                  |
| 【活動指標②】<br>コーディネーターの配置箇所数              | 1箇所<br><br>圏域による設置 |       |       |                                                                              |
| 【活動指標③】※新規<br>強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の充実 | 1箇所<br><br>圏域による設置 |       |       | 令和8年度末時点の強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする |

#### （４）福祉施設から一般就労への移行等について

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する障がい者について目標を定めます。

| 項目                                                  | 数値 | 備考                                                                    |
|-----------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------|
| <b>【実績①】</b><br>令和３年度の一般就労への移行者数                    | 0人 | 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和３年度において一般就労した者の数 |
| <b>【実績②】※新規</b><br>令和３年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数        | 0人 | 令和３年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数                                          |
| <b>【実績③】</b><br>令和３年度の就労継続支援Ａ型事業の一般就労への移行者数         | 0人 | 令和３年度における就労継続支援Ａ型事業の一般就労への移行者数                                        |
| <b>【実績④】</b><br>令和３年度の就労継続支援Ｂ型事業の一般就労への移行者数         | 0人 | 令和３年度における就労継続支援Ｂ型事業の一般就労への移行者数                                        |
| <b>【実績⑤】</b><br>令和３年度の就労定着支援事業及び就労継続支援事業の一般就労への移行者数 | 3人 | 令和３年度における就労定着支援事業及び就労継続支援事業の一般就労への移行者数                                |

| 項目                                              | 数値 | 備考                                                                          |
|-------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------|
| <b>令和８年度末</b><br><b>【目標①】</b><br>令和８年度の一般就労移行者数 | 2人 | 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和８年度に一般就労する者の数<br>令和３年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする |

|        | 項目                                                             | 数値 | 備考                                                                                                                                                                                     |
|--------|----------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和8年度末 | <b>【目標①-2】</b><br>令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数                      | 1人 | 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数<br>令和3年度の移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする                                                                                                              |
|        | <b>【目標①-3】</b><br>令和8年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数                    | 1人 | 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数<br>令和3年度の移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする                                                                                                            |
|        | <b>【目標①-4】</b><br>令和8年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数                    | 0人 | 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数<br>令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする                                                                                                            |
|        | <b>【目標②】※新規</b><br>令和8年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | 0% | 就労移行支援事業所のうち、令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合5割以上とすることを基本とする                                                                                                           |
|        | <b>【目標③】</b><br>就労定着支援事業の利用者数                                  | 1人 | 就労定着支援事業の令和8年度の利用者の数<br>令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする                                                                                                                                     |
|        | <b>【目標④】</b><br>就労定着支援事業の就労定着率                                 | 0% | 就労定着支援事業の令和8年度の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする<br>※「就労定着実績体制加算」：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることが要件 |

### (5) - 1 障がい児支援の提供制の整備等について

障がい児及びその家族への支援を適切に行うことができるよう、充実した体制の整備を進めます。

| 項目                                      |         | 数値   | 備考                                                                                             |
|-----------------------------------------|---------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【目標①】<br>児童発達支援センターの設置                  |         | 1 箇所 | 令和 8 年度末までに、少なくとも一カ所以上設置することを基本とし、児童発達支援センターの設置により、センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す                 |
| 設 置<br>形態                               | うち市町村単独 | 0 箇所 | 町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない                                                              |
|                                         | うち圏域で整備 | 1 箇所 |                                                                                                |
| 【目標②】<br>保育所等訪問支援事業の実施                  |         | 1 箇所 | 令和 8 年度末までに、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする                                                    |
| 設 置<br>形態                               | うち市町村単独 | 0 箇所 | 町内で実施することが望ましいが、状況によっては町外での実施でも可能とする                                                           |
|                                         | うち圏域で整備 | 1 箇所 |                                                                                                |
| 【目標③】<br>障がい児の地域社会への参加・包括を推進するための体制の構築  |         | 1 箇所 | 令和 8 年度末までに、全ての市町村において、地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する |
| 【目標④-1】<br>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保  |         | 1 箇所 | 令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも一カ所以上確保することを基本とする                                    |
| 設 置<br>形態                               | うち市町村単独 | 0 箇所 | 町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない                                                              |
|                                         | うち圏域で整備 | 1 箇所 |                                                                                                |
| 【目標④-2】<br>主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保 |         | 1 箇所 | 令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも一カ所以上確保することを基本とする                                |
| 設 置                                     | うち市町村単独 | 0 箇所 | 町単独での確保が困難な場合には、                                                                               |

### 第3章 障害福祉サービス・障がい児福祉サービスの展開

| 形態                                  | うち圏域で整備 | 1 箇所 | 圏域での確保であっても差し支えない                                                               |
|-------------------------------------|---------|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 項目                                  |         | 数値   | 備考                                                                              |
| 【目標⑤-1】<br>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 |         | 1 箇所 | 令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けることを基本とする                     |
| 設置形態                                | うち市町村単独 | 0 箇所 | 町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない                                               |
|                                     | うち圏域で整備 | 1 箇所 |                                                                                 |
| 【目標⑤-2】<br>医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置   |         | 1 箇所 | 令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する |
| 設置形態                                | うち市町村単独 | 0 箇所 | 町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない                                               |
|                                     | うち圏域で整備 | 1 箇所 |                                                                                 |

(5) - 2 障がい児支援の提供制の整備等（発達障がい児等に関する支援）について

| 項目                                                                                     | 数値    |       |       | 備考                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                        | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和8年度 |                                                                                |
| <b>【活動指針①】</b><br>ペアレントトレーニング※ <sup>1</sup> やペアレントプログラム※ <sup>2</sup> 等の支援プログラムなどの受講者数 | 6人    | 6人    | 6人    | 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び本町における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込を設定する              |
| <b>【活動指標②】</b><br>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数                                | 8人    | 8人    | 8人    | 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの実施者（支援者）数の見込を設定する |
| <b>【活動指標③】</b><br>ペアレントメンター※ <sup>3</sup> の人数                                          | 0人    | 0人    | 0人    | 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び本町における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込を設定する               |

※1 ペアレントトレーニング：発達障がい等の子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと

※2 ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと

※3 ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと

## (6) 相談支援体制の充実・強化等について

| 項目     |                      | 数値      | 備考                                                                                                                                    |
|--------|----------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和8年度末 | 【目標①】<br>相談支援体制の確保   | 圏域による設置 | 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める |
|        | 【目標②】※新規<br>協議会の体制確保 | 圏域による設置 | 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する                                                                |

| 項目                                                         | 数値    |       |       | 備考                                         |
|------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------------------------------------------|
|                                                            | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和8年度 |                                            |
| 【活動指針①】※新規<br>基幹相談支援センターの<br>設置の有無                         | 無     | 無     | 有     | 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な基幹相談支援センターを設置する |
| 【活動指標②】<br>基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件) | 0件    | 0件    | 1件    | 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する   |
| 【活動指標③】<br>基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数(件)            | 0件    | 0件    | 1件    | 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する              |



| 項目                                                      | 数値   |      |      | 備考                                          |
|---------------------------------------------------------|------|------|------|---------------------------------------------|
| <b>【活動指標④】</b><br>基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回） | 0 回  | 0 回  | 1 回  | 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込みを設定する            |
| <b>【活動指標⑤】※新規</b><br>基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）  | 0 回  | 0 回  | 1 回  | 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する     |
| <b>【活動指標⑥】※新規</b><br>基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）     | 0 人  | 0 人  | 1 人  | 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する        |
| <b>【活動指針⑦】※新規</b><br>協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）    | 1 回  | 1 回  | 1 回  | 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）の見込みを設定する   |
| <b>【活動指針⑧】※新規</b><br>協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所）       | 7 箇所 | 7 箇所 | 7 箇所 | 協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数設置箇所数の見込みを設定する |
| <b>【活動指針⑨】※新規</b><br>協議会の専門部会の設置数（箇所）                   | 3 箇所 | 3 箇所 | 3 箇所 | 協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の設置数の見込みを設定する       |
| <b>【活動指針⑩】※新規</b><br>協議会の専門部会の実施回数（回）                   | 6 回  | 6 回  | 6 回  | 協議会における相談支援事業所の参画による専門部会の実施回数の見込みを設定する      |

### 3 障害福祉サービス・障がい児福祉サービス量の見込み算出

以下の各サービスについて、国の基本指針に基づき、令和6年度～令和8年度までの見込み量を算出します。

#### ● 障がい福祉計画

##### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

###### ① 居宅介護

自宅で介護が必要な障がい者に対し、自宅で入浴や排泄、食事などの介護を行います。

###### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な障がい者などに対し、自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

###### ③ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上の障がいがある障がい者などに対し、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。

###### ④ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供や移動の援護など必要な支援を行います。

###### ⑤ 重度障がい者等包括支援

寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い障がい者に対し、居宅介護などの複数のサービスを組みあわせて包括的に支援を行います。

【利用実績】

| 事業名等                       | 単位   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------------|------|-------|-------|-------|
| 居宅介護<br>重度訪問介護             | 人／月  | 0     | 0     | 3     |
| 行動援護<br>同行援護<br>重度障害者等包括支援 | 時間／月 | 0.0   | 0.0   | 7.0   |

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

【見込量】

| 事業名等                        | 単位   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------------|------|-------|-------|-------|
| 居宅介護<br>重度訪問介護              | 人／月  | 3     | 4     | 5     |
| 行動援護<br>同行援護<br>重度障害の者等包括支援 | 時間／月 | 15.0  | 20.0  | 25.0  |

【確保方策】

- 訪問系サービスは障がい者の在宅生活を支える重要なサービスです。今後、施設や病院から在宅に移行する障がい者が増えることで、利用意向は高まることが考えられるため、障がい者が地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。
- 利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。
- 利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- 効率的で、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者や指定特定相談支援事業所との連携を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

### ① 生活介護

地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な障がい者に対し、食事や入浴、排泄等の介護や、軽作業などの生産活動並びに創作的活動の機会を提供する等、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

### ② 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営むうえで、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、身体能力・生活能力の維持や向上のための歩行訓練や家事などの訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

### ③ 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営むうえで、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

### ④ 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

### ⑤ 就労移行支援

一般就労などを希望している障がい者に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。

### ⑥ 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

**⑦ 就労継続支援B型**

一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や一定年齢に達している障がい者などに対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

**⑧ 就労定着支援**

一般就労へ移行した障がい者について、就労の継続を図るために企業、自宅などへの訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言の支援を行います。

**⑨ 療養介護**

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする障がい者に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動などの社会参加活動支援、声かけのコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。

**⑩ 短期入所**

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【利用実績】

| 事業名等       | 単位   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|------|-------|-------|-------|
| 生活介護       | 人日／月 | 552   | 638   | 607   |
|            | 人／月  | 26    | 27    | 27    |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
|            | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日／月 | 12    | 0.3   | 0     |
|            | 人／月  | 2     | 1     | 0     |
| 就労移行支援     | 人日／月 | 0     | 18    | 51    |
|            | 人／月  | 0     | 1     | 4     |
| 就労継続支援 A 型 | 人日／月 | 106   | 106   | 106   |
|            | 人／月  | 5     | 5     | 5     |
| 就労継続支援 B 型 | 人日／月 | 366   | 373   | 381   |
|            | 人／月  | 18    | 17    | 19    |
| 就労定着支援     | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 療養介護       | 人／月  | 5     | 5     | 6     |
| 短期入所（福祉型）  | 人日／月 | 13    | 9     | 0.1   |
|            | 人／月  | 4     | 3     | 1     |
| 短期入所（福祉型）  | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
|            | 人／月  | 0     | 0     | 0     |

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

## 【見込量】

| 事業名等       | 単位   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|------|-------|-------|-------|
| 生活介護       | 人日／月 | 643   | 643   | 663   |
|            | 人／月  | 31    | 31    | 32    |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
|            | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日／月 | 22    | 22    | 22    |
|            | 人／月  | 1     | 1     | 1     |
| 就労選択支援 ※新規 | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 就労移行支援     | 人日／月 | 103   | 103   | 103   |
|            | 人／月  | 4     | 4     | 4     |
| 就労継続支援 A 型 | 人日／月 | 130   | 130   | 130   |
|            | 人／月  | 8     | 8     | 8     |
| 就労継続支援 B 型 | 人日／月 | 397   | 427   | 442   |
|            | 人／月  | 24    | 26    | 27    |
| 就労定着支援     | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 療養介護       | 人／月  | 6     | 6     | 6     |
| 短期入所（福祉型）  | 人日／月 | 6     | 6     | 6     |
|            | 人／月  | 3     | 3     | 3     |
| 短期入所（医療型）  | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
|            | 人／月  | 0     | 0     | 0     |

※単位は年間を通じての月平均値

## 【確保の方策】

- 利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- 利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- 生活介護については、町内外の既存のサービス提供事業所にて、生活介護を提供するほか、指定通所介護事業所においても基準該当生活介護※としてサービスを提供します。また必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。

- 自立訓練については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- 療養介護については、町外のサービス提供事業所の動向にあわせ、利用可能な事業所の確保とその周知を図ります。
- 短期入所については、町内外の既存のサービス提供事業所を中心に、障がい者を介護・療育する家庭の負担を軽減するために、一時的・緊急的に利用できる短期入所の充実を図ります。
- 障がい者の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図りながら一般就労への移行・定着を支援します。
- 障がい者の雇用推進及び工賃向上を図るため、受注機会を拡大することについて、取り組みを進めます。

※基準該当生活介護：障害福祉サービスの事業所としては登録をされていないが、介護保険の指定事業所が町の許可のもとに障害福祉サービスを提供する制度

## （２）居宅系サービス

居宅系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

### ① 生活援助

ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な自宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

### ② 同生活援助（グループホーム）

地域生活を営むうえで支援を必要とする障がい者に対し、共同生活の場において、食事や入浴、排泄の介護や相談支援を行うとともに、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を行います。

### ③ 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対し、入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

### ④ 宿泊型自立訓練

地域生活を営むうえで一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、施設に宿泊させ、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。

また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整などの支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。



【利用実績】

| 事業名等                | 単位  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------|-----|-------|-------|-------|
| 自立生活援助              | 人／月 | 0     | 0     | 0     |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 人／月 | 27    | 24    | 26    |
| 施設入所支援              | 人／月 | 21    | 23    | 23    |

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

【見込量】

| 事業名等                | 単位  | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------|-----|-------|-------|-------|
| 自立生活援助              | 人／月 | 0     | 0     | 0     |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 人／月 | 25    | 26    | 27    |
| うち重度障害者             | 人／月 | 0     | 0     | 0     |
| 施設入所支援              | 人／月 | 22    | 22    | 21    |

※単位は年間を通じての月平均値

【確保の方策】

- 自立生活援助については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- 地域生活への移行の観点から、町内外のグループホーム利用を促進するとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- 施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- 宿泊型自立訓練については、近隣のサービス提供事業所と連携し、利用者に向けた情報提供をするなど、サービスの利用を促進します。

（４）相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるようなケアマネジメントを行います。

② 地域移行支援

入所施設や病院に長期入所等している障がい者が地域での生活に移行するための準備に必要な同行支援・入居支援を行います。

### ③ 地域定着支援

自宅でひとり暮らしをしている障がい者に対し、夜間等も含め緊急時における連絡・相談などの必要な支援を行います。

#### 【利用実績】

| 事業名等   | 単位  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人／月 | 4     | 5     | 6     |
| 地域移行支援 | 人／月 | 0     | 1     | 0     |
| 地域定着支援 | 人／月 | 0     | 0     | 0     |

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

#### 【見込量】

| 事業名等   | 単位  | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人／月 | 12    | 12    | 13    |
| 地域移行支援 | 人／月 | 1     | 1     | 1     |
| 地域定着支援 | 人／月 | 0     | 0     | 0     |

※単位は年間を通じての月平均値

#### 【確保の方策】

- 障がい特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな相談支援を行うため、相談支援事業所（高森寮相談支援事業所・相談支援事業所たかもり寮）の充実を図るとともに、様々な社会資源を活用しながら、身近な相談支援の基盤整備に取り組みます。
- 提供体制の整備と併せて、相談支援従事者の質の向上を図ります。
- 一般相談支援と計画相談支援及び地域相談支援との役割分担や、計画相談支援と障害福祉サービスを提供する事業者との在り方について、阿蘇圏域自立支援協議会での検討を踏まえ、相談支援体制の更なる充実を図ります。
- 計画相談支援は、相談支援事業所（高森寮相談支援事業所・相談支援事業所たかもり寮）及び特定相談支援事業所と連携し、円滑なサービス利用に向けた体制を構築します。
- 地域移行支援、地域定着支援は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けての協議の場において、関係者に周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 利用者に対しは、広報紙や町ホームページなどを通じて新たな制度の周知を行い、障がい者やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

## ● 障がい児福祉計画

## **(1) 障害児通所支援・障害児相談支援・障がい児への支援サービス**

### **① 児童発達支援**

主に就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

### **② 放課後等デイサービス**

主に就学している障害児に対し、放課後等に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

### **③ 保育所等訪問支援**

保育所等を訪問し、障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

### **④ 医療型児童発達支援**

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。

### **⑥ 居宅訪問型児童発達支援**

自宅を訪問し、重度の障害により外出が困難な障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

### **⑦ 障害児相談支援**

障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案の作成を行います。  
また、給付決定後、事業者等と連絡調整を行うとともに利用計画の作成を行います。

### **⑧ 地域生活支援拠点等と地域生活拠点等有する機能の充実にに向けた支援の実績を踏まえた検証及び検討**

地域生活支援拠点等については、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える提供体制を構築するため、市町村が中心となって地域の実情に応じて必要な機能を整備するもので、地域生活拠点等有する機能の充実にに向けた支援の実績を踏まえた検証及び検討を行います。

### **⑨ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置**

医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講し

た者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋がります。

【利用実績】

| 事業名等        | 単位   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援      | 人日／月 | 3     | 5     | 35    |
|             | 人／月  | 1     | 1     | 5     |
| 放課後等デイサービス  | 人日／月 | 80    | 84    | 90    |
|             | 人／月  | 10    | 12    | 15    |
| 保育所等訪問支援    | 人日／月 | 2     | 1     | 1     |
|             | 人／月  | 2     | 1     | 1     |
| 医療型児童発達支援   | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
|             | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
|             | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 障害児相談支援     | 人／月  | 2     | 4     | 6     |
| コーディネーターの配置 | 人    |       |       |       |

※単位は年間を通じての月平均値

## 【見込量】

| 事業名等                   | 単位   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援                 | 人日／月 | 56    | 56    | 63    |
|                        | 人／月  | 8     | 8     | 9     |
| 放課後等デイサービス             | 人日／月 | 126   | 138   | 150   |
|                        | 人／月  | 21    | 23    | 25    |
| 保育所等訪問支援               | 人日／月 | 2     | 2     | 2     |
|                        | 人／月  | 2     | 2     | 2     |
| 医療型児童発達支援              | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
|                        | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 居宅訪問型児童発達支援            | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
|                        | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 障害児相談支援                | 人／月  | 8     | 8     | 10    |
| 地域生活支援拠点等の設置箇所数        | 箇所   | 1     | 1     | 1     |
| 検証及び検討の実施回数            | 回    | 1     | 1     | 1     |
| コーディネーターの配置            | 人    | 0     | 0     | 1     |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 人    | 1     | 1     | 1     |

※単位は年間を通じての月平均値

ただし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は年間値

## 【確保の方策】

- 障がい児の療育および訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービス利用できるよう、町内に限らず圏域全体でサービス事業者の確保に努めるとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。

- 町内で支援が受けられ、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、サービス提供事業者や障がい児相談支援事業所との連携を図り、基盤の整備、質の確保に努めます。
- 乳幼児期から就学、就労に至る各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援を提供するために、サービス提供事業者や障がい児相談支援事業所のほか関係機関等と連携し、支援体制の構築を図ります。
- 障がい児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、円滑な移行が行われるよう、県との緊密な連携を図っていきます。
- 発達障がいのある児童に対しては、保育園や認定こども園、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう連携し、支援体制の強化を図ります。
- 障がい児のニーズに応じて、「高森町子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児への支援に努めます。

#### ● 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように生活をサポートするサービスで、障がい者のニーズにあわせて柔軟なサービスを提供することにより、障がいの有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とした事業です。具体的には、障がい者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業をはじめ、成年後見制度利用支援事業、移動支援などがあります。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村の判断で地域特性により柔軟に実施できる事業（任意事業）から構成されています。

年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

(1) 必須事業

【サービスの種類及び内容】

| 区分       |      | 名称             | サービスの内容                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域支援生活事業 | 必須事業 | ① 理解促進研修・啓発事業  | 地域の住民に対して、障がい者及び障がい児に対する理解を深めるために、町が実施する研修・啓発事業です                                                                                                                                                                            |
|          |      | ② 自発的活動支援事業    | 障がい者及び障がい児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です                                                                                                                                                                                     |
|          |      | ③ 相談支援事業       | i .相談支援事業<br>障がい者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います                                                                                                                                           |
|          |      |                | ii .基幹相談支援センター等機能強化事業<br>基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます |
|          |      |                | iii .住宅入居等支援事業（居住サポート事業）<br>賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。                                                                      |
|          |      | ④ 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度による支援が必要な知的障害者・精神障がい者に対し、制度の利用を支援する事業です                                                                                                                                                                                |

| 区分       | 名称   | サービスの内容                                                                                                      |
|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域支援生活事業 | 必須事業 | ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業                                                                                             |
|          |      | 成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です                     |
|          |      | ⑥ 意思疎通支援事業                                                                                                   |
|          |      | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者及び障がい児に、障がい者及び障がい児とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業です |
|          |      | ⑦ 日常生活用具給付等事業                                                                                                |
|          |      | 重度障がい者に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付又は貸与する事業です                                                                     |
|          |      | ⑧ 手話奉仕員養成研修事業                                                                                                |
|          |      | 聴覚障がい者との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です                                                |
|          |      | ⑨ 移動支援事業                                                                                                     |
|          |      | 屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です                                     |
|          |      | ⑩ 地域活動支援センター事業                                                                                               |
|          |      | 障がい者が通所により、創作活動又は生産活動を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります                                       |



## 【サービス実績及び見込量】

| 事業名                   | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|-----------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 理解促進研修・啓発事業         |    | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         |
| ② 自発的活動支援事業           |    | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         |
| ③ 相談支援事業              |    |           |           |           |           |           |           |
| i. 障害者相談支援事業          | 箇所 | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 基幹相談支援センター            |    | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         |
| ii. 基幹相談支援センター等機能強化事業 |    | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         |
| iii. 住宅入居等支援事業        |    | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         |
| ④ 成年後見制度利用支援事業        | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業      |    | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         |
| ⑥ 意思疎通支援事業            |    |           |           |           |           |           |           |
| i. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業    | 件  | 6         | 23        | 16        | 15        | 15        | 15        |
| ii. 手話通訳者設置事業         | 日  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| ⑦ 日常生活用具給付等事業         |    |           |           |           |           |           |           |
| i. 介護・訓練支援用具          | 件  | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| ii. 自立生活支援用具          | 件  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| iii. 在宅療養等支援用具        | 件  | 1         | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| iv. 情報・意思疎通支援用具       | 件  | 1         | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| v. 排泄管理支援用具           | 人  | 127       | 142       | 172       | 192       | 212       | 232       |
| vi. 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 件  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |

※単位は年間値

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

※令和5年度の( )内の数値は、「第6期高森町障がい福祉計画・第2期高森町障がい児福祉

## 計画」における令和5年度の見込値

| 事業名              |               | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|------------------|---------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ⑧ 手話奉仕員養成研修事業    |               | 人  | 3         | 5         | 4         | 4         | 4         | 4         |
| ⑨ 移動支援事業         | 実利用者見込<br>者数  | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|                  | 延べ利用見込<br>時間数 | 時間 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| ⑪ 地域活動支援<br>センター | 町内            | 箇所 | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
|                  |               | 人  | 15        | 14        | 14        | 15        | 15        | 16        |
|                  | 他市町村          | 箇所 | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         | 2         |
|                  |               | 人  | 4         | 7         | 6         | 7         | 7         | 8         |

※単位は年間値

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

※令和5年度の( )内の数値は、「第6期高森町障がい福祉計画・第2期高森町障がい児福祉計画」における令和5年度の見込値

## (2) 任意事業

## 【サービス種類及び内容】

| 名称                       | サービス内容                                                                                                                                 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日中一時支援事業                 | 障がい者が日中に活動できる場の確保と障がい者の家族の就労支援、また介護者の一時的な休息を確保するために、一時的な見守りなどの支援が必要と町が認めた障がい者に対し、サービス提供事業所や障がい者支援施設等において、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います |
| 社会参加促進事業                 | 障がい者の社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を行います                                                                 |
| 成年後見制度利用支援事業<br>(費用等の支援) | 成年後見制度による支援が必要であるが、申立てをする親戚がいなかったため、制度の利用が難しい知的または精神の障害者に対し、必要と認められた場合、町長が申立人となり、申立てにかかる費用及び裁判所が選定した後見人の報酬の全部または一部を助成します               |

【サービス実績及び見込量】

| 事業名                      | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|--------------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 日中一時支援事業                 | 人  | 6         | 1         | 3         | 6         | 8         | 10        |
| 社会参加促進事業                 | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 成年後見制度利用支援事業<br>(費用等の支援) | 人  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |

※単位は年間値

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

※令和5年度の( )内の数値は、「第6期高森町障がい福祉計画・第2期高森町障がい児福祉計画」における令和5年度の見込値

【確保の方策】

- 相談支援事業については阿蘇圏域自立支援協議会を中心にサービス提供事業所と連携し、円滑な相談体制の整備を進めます。また、広報紙や町ホームページなどを活用し、高森町相談支援事業の周知と利用の促進を行います。
- 意思疎通支援事業については、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を県に委託しサービスを提供します。
- 日常生活用具給付等事業については、障害者の自立生活に資するため、サービスの周知と日常生活支援用具等の情報を提供するとともに毎年予算を確保するよう努めます。また、障がい者と介護者が容易かつ適切に利用できるよう使用方法や修理など情報提供や相談の充実を図ります。
- 移動支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えるとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- 地域活動支援センター事業については、Ⅲ型※として指定管理者制度により適正な管理運営のできる法人へ事業委託し、機能の強化・充実を行います。
- 日中一時支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えるとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- 社会参加促進事業については、障がい者の自立に向けた支援策として、毎年予算を確保するよう努めるとともに、制度の利用を促進するため、広報紙や町ホームページなどを活用し、制度の周知を図ります。

- 成年後見制度利用支援事業については、障がい者の権利擁護の支援策として、毎年予算を確保するよう努めるとともに、中核機関※と連携しながら成年後見制度の利用促進や権利擁護の啓発を図ります。

※Ⅲ型：地域活動支援センターは事業内容によりの3タイプに分類される

Ⅰ型：精神保健福祉士等の専門職員が配置され、1日当たりの利用人数が20名以上

Ⅱ型：専門職員の配置の必要はなく、1日当たりの利用人数が15名以上

Ⅲ型：専門職員の配置の必要はなく、1日当たりの利用人数が10名以上

※中核機関：成年後見制度に関し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（要支援者を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み）のコーディネートを担当する中核的な機関のこと

## ● 子ども・子育て支援

障がいのある子どもが、子ども・子育て支援事業の利用を希望する場合に、できる限り希望に沿った提供ができるよう、保育園・認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受け入れ体制を整備します。

### （１）保育所等

令和5年度現在、保育所は3園、認定子ども園は1園運営しています。障がい児については令和5年度、保育所では5人、認定こども園では1人を受け入れています。

【保育所等における障がい児受入実績と見込量】

| 区分     | 単位 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育所    | 人  | 4     | 6     | 5     | 5     | 5     | 5     |
| 認定こども園 | 人  | 0     | 1     | 1     | 1     | 0     | 0     |

### 【確保の方策】

障がい児の入園希望に対応するため、保育所での受け入れを進めるとともに、認定こども園等での受け入れを働きかけます。

## (2) 放課後等児童健全育成事業（放課後等児童クラブ）

令和5年度現在、町内の放課後児童クラブは1箇所あります。障がい児については令和5年度、1人の利用がありました。

### 【保育所等における障がい児受入実績と見込量】

| 区分        | 単位 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|-----------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 放課後等児童クラブ | 人  | 0         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |

### 【確保の方策】

放課後児童クラブにおいて、様々なニーズに対応できるよう、支援員の配置等、障がい児の受け入れ体制を整えていきます。



## 第4章 計画の推進に向けて





## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進のために

障がいの重複化や障がい福祉制度の谷間にある人、難病患者やひきこもり等への支援拡大の検討など、対象を広げた多様な障がい者（児）ニーズに柔軟に対応する「谷間のない障がい者福祉施策」の推進が求められています。

出来る限り、身近な地域において日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいの特性や、ニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るなどの自立生活を支援する仕組みづくりが必要です。

仕組みづくり推進のためにも、施策の内容や提供方法などについて、阿蘇地域自立支援協議会などを活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

### 2 地域社会の理解促進

発達障がいや高次脳機能障がい、並びに内部障がいや難病患者については、見た目には障がいがあることがわかりにくいという特徴があり、そのため周囲とのコミュニケーションが上手くいかなかったり、学校、職場や地域で困難を抱えたりすることがあります。

障がいがある人もない人も、ともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

### 3 障がい者（児）の地域参加の促進

障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域の実現のためには、地域とつながりを強めていくことが大切です。地域行事や各種イベントに、障がい者（児）が積極的に参加していけるよう、環境づくりを進めていく必要があります。

また、地域参加を支援していけるよう、地域福祉活動を促進します。

## 4 医療的ケアをはじめとする障がい特性を理解した人材の育成・確保

多様な障がい性を理解した人材及び医療的ケアに対応できる人材が不足しており、福祉・医療人材の質と量の充実が求められています。

それぞれの地域で、適切な医療的ケア等の支援を、誰もが施設と在宅の区別なく安心して受けられるよう、専門性の高い人材の確保に向けた勉強会や、質の向上に向けた研修を実施する等により、福祉人材の育成・確保を図ります。

## 5 庁内関係機関との連携

障がい福祉に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたるため、住民福祉課が中心となり、他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関連機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

## 6 関係機関・ボランティア団体との連携体制

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校等、国や県の機関、また、障がい者や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町村とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関などの関係者で構成する阿蘇地域自立支援協議会により、地域の関係機関によるネットワークの構築、障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の具体化に向けた協議などを行います。

## 7 新型コロナウイルス含め感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症等については、再拡大することを想定しながら、各事業所へ情報提供を行い、感染症等拡大防止対策について各事業所と連携して取り組みます。

今後も、感染症等拡大に関する人権に係る不適切事例の未然防止に向け、感染症に関する正しい知識や情報、事実に基づく冷静な判断や行動をすることに注意するとともに、利用者への虐待防止に万全を期すように管理者及び従業者へ注意喚起を行い、障がい者（児）に対する人権擁護の確立に取り組みます。

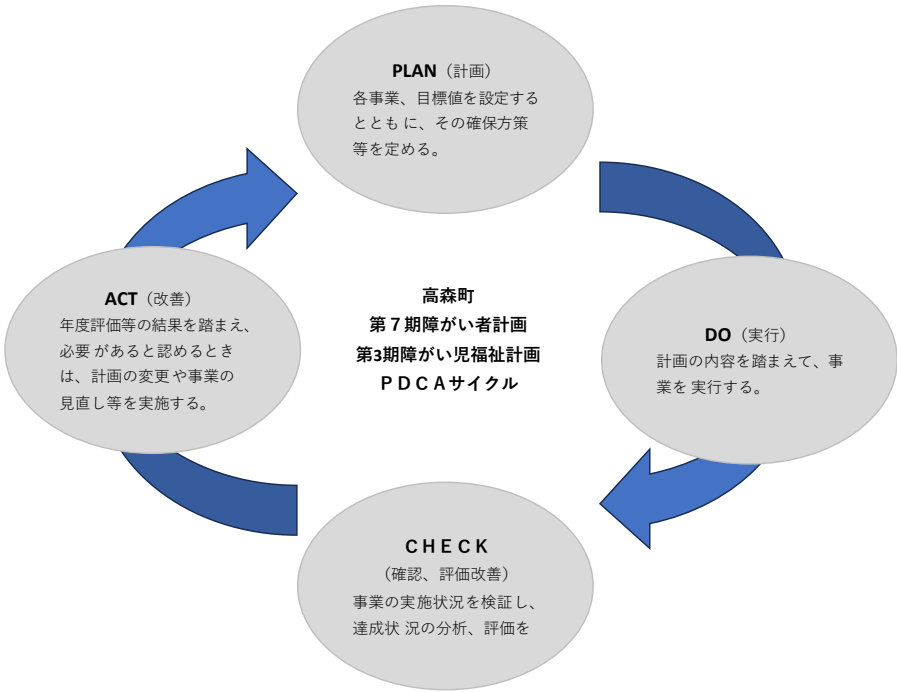
## 8 計画の推進

本計画の推進体制としては、「基本計画」に基づく、「高森町障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」と連携しながら推進を図ります。さらに、事業の推進状況については、策定委員会に毎年度報告します。

地域生活への移行など、制度や財政の面で本町単独での対応が困難なものに関しては、国や県に対して支援を働きかけていきます。

なお、本計画で見込む各障害福祉サービス等の見込量は、実績や今後の動向を踏まえて今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に際し制限をかける根拠となるものではありません。サービスの実際の利用に際しては、設定した見込量に関わらず、必要なサービスを適正に提供します。

また、各事業の「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」に基づき、計画の評価・改善を行っていきます。





## 資料編



## 資料編

### 1 高森町障害者福祉計画策定委員会設置要項

平成19年1月29日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要項は、高森町障害者福祉計画策定委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定に基づく障害者福祉計画策定に関する事項について協議する。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、委員は町長が委嘱する。

- (1) 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の中から委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、会務を総括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

- 2 委員の委嘱の資格に変更を生じたときは、任期のいかんにかかわらず委員の職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、町長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、公布の日から施行する。
- 2 高森町障害者福祉計画策定委員会設置要項（平成12年高森町要項第14号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

高森町障害者福祉計画策定委員会

|                |
|----------------|
| 民生・児童委員協議会会長   |
| 社会福祉協議会事務局長    |
| 身体障害者福祉協議会会長   |
| 身体障害者相談員       |
| 知的障害者相談員       |
| 障害者家族会代表       |
| 障害者福祉施設代表      |
| その他町長が必要と認めたもの |



## 2 高森町障害者福祉計画策定委員名簿

| 役 職 名           |            | 氏 名     | 備 考     |
|-----------------|------------|---------|---------|
| 高森町民生・児童委員協議会会長 |            | 嶋 田 耕 一 | 会長      |
| 高森町社会福祉協議会事務局長  |            | 森 秀 喜   |         |
| 高森町身体障害者福祉協会会長  |            | 藤 本 明 美 | 副会長     |
| 身体障害者相談員        |            | 藤 本 明 美 |         |
| 障害者家族会代表        |            | 嶋 田 耕 一 |         |
| 障害者福祉施設代表       |            | 手 島 清 士 | 高森寮 施設長 |
| 事務局             | 住民福祉課 課長   | 石 田 昌 司 |         |
|                 | 住民福祉課 福祉係長 | 鷺 尾 慎 一 |         |
|                 | 住民福祉課 福祉係  | 小 屋 迫 結 |         |

第7期高森町障がい福祉計画・  
第3期高森町障がい児福祉計画  
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

発行：高森町住民福祉課

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地

電話：0967-62-2911